(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
浜田市三隅町岡見六〇五二番一から同市三隅町岡見三三一番二まで	前	BA	九・〇〇～一一・七五～一三・四〇メートル	三四・三五～八五五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B	一一・七五～一三八・四〇メートル	〇・六一七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　　四国地方整備局長　足立　敏之

一 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県幡多郡黒潮町上川口字鳥羽一六五一番一から同町上川口字鳥羽一六五一番八まで	前	一一・七〇～二八・五八メートル	〇・〇九七キロメートル	
	後	一一・七〇～二六・八五メートル	〇・〇九七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

二 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで	前	BA	一〇・五〇～一五〇・〇〇メートル	二九・四二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一〇・五〇～一五〇・〇〇メートル	二九・四二〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	高知県幡多郡黒潮町上川口字鳥羽一六五一番一から同町上川口字鳥羽一六五一番八まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所
十一号	さぬき市鴨部字西上月四六三〇番七から同市鴨部字西上月四六二二番まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月一日

○九州地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　　九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
雲仙市愛野町乙字四面平二一五〇番一から同市愛野町乙字宮ノ下三九六番三まで	前	二五・〇〇～六一・〇〇メートル	〇・一一九キロメートル	
	後	一五・〇〇～四四・二〇	〇・一一九	
雲仙市愛野町乙字小無田下五七八番三から同市愛野町乙字境之尾下七三八番一まで	前	二〇・〇〇～三三・四〇	〇・〇四七	
	後	一八・四〇～二九・六〇	〇・〇四七	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○北海道開発局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　　北海道開発局長　関　克己

一 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
苫小牧市字植苗六四四番一から同市字沼ノ端二五番一七三まで	前	二一・九八～四七・〇〇メートル	三・八二七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二七・二八～五七二・〇〇	三・九八三	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

二 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道河東郡鹿追町瓜幕西二八線二五番一九から同町瓜幕西二七線二六番四まで	前	五三・七四～一三七・九一メートル	〇・〇四七キロメートル	
	後	三七・七八～一一二・八八	〇・〇四七	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第六十号

留萌川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年建設省告示第八百二十三号の一部を次のように改める。

「第十二号図」を「第十九号図」に改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局留萌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　　北海道開発局長　関　克己

（図面省略）